

郡山市就農体験支援事業実施要領

第1 趣旨

郡山市就農体験支援事業の実施については、この要領により適切に処理する。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 就農体験 就農前に農業現場へ赴き、実際に農業を体験することをいう。
- 2 受入農家 就農体験を希望する未就農者等を一定期間受け入れる農家をいう。
- 3 就農体験希望者 就農体験を希望する未就農者をいう。なお、次の各号のいずれかに該当する者も含まれるものとし、本項において定義される就農体験希望者のいずれにおいても、以下要領において「体験者」という。
 - (1) 新規就農者(就農開始5年以内)
 - (2) 認定新規就農者
 - (3) 認定農業者(1回目の認定に限る)
- 4 受入農家リスト 受入農家を市で掲載したリストをいい、以下「リスト」という。リストへの掲載期間は1年とし、受入農家が市と双方合意の上解約をしない場合は当該リストを翌1年間も有効とし、以降も同様のものとする。

第3 事業の目的

本市の就農相談件数は社会情勢などの複合的要因により、昨今増加傾向にあるが、就農へのニーズに対して就農体験等の受入態勢が十分に整っていない。就農希望者が実際の農業現場を体験せずに就農することは、就農前後のイメージのギャップを生み、就農後の定着率の低下に繋がることとなってしまう。就農イメージの明確化や本市における優れた農業技術の継承をしていくために受入農家に対し支援する。

第4 事業の内容等

事業及び体験者が就農体験をする際の内容については別表1のとおりとする。

第5 事業の実施の手続き

事業の実施等の手続きについては、以下により処理する。

- 1 本事業を実施しようとする受入農家は、郡山市就農体験支援事業の受入に関する申請書(第2号様式)を作成するとともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出する。
 - (1) 就農体験を受け入れる際のチェックリスト(第4号様式)
 - (2) マイナンバー制度に伴う個人番号の提供について(個人の場合)
 - (3) 謝礼振込先口座が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は提出された申請書の内容が適当であると認めたときはこれを承認し、受入農家へ通知した上リストに掲載する。
- 3 事業申請内容の変更を行う場合は、前2項に準じて手続きを行う。
- 4 体験者が就農体験をする際の手続きについては別表1のとおりとする。

第6 実績報告

受入農家は、就農体験終了後、就農体験者毎に速やかに就農体験日報兼実績報告書(第5号様式)及び就農体験アドバイスシート(第6号様式)を市長へ提出し報告を行う。

第7 謝礼

市長は、実績報告に基づき予算の範囲内において受入農家へ謝礼金を支払うものとする。謝礼の額は、1日(4時間以上)あたり3,000円、1カ月あたり60,000円(3,000円×20日)を上限とする。

第8 就農体験の中止

市長は、受入農家と体験者の一方もしくは双方が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、市長はその双方と協議し就農体験を中止させることができる。

- (1) 心身等の都合により、やむを得ず就農体験の継続が不可能となった場合
- (2) 天災地位その他やむを得ず就農体験の継続が不可能となった場合

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

別表 1

<p>1 事業内容</p>	<p>(1)受入農家は、2週間以上12か月以下(ただし最長で体験者が申請した年度の3月までとする。)の範囲内で受入農家及び体験者の双方が協議した期間において、1年間あたり4日以上、1週間あたり1日以上、1日あたり4時間以上の就農体験を受け入れる。</p> <p>(2)受入農家は、体験者に対し就農に必要な栽培管理等の生産技術及び農業機械や施設等の運用等に関する知識の提供を行う。</p> <p>(3)受入農家は、体験者及び就農体験の実施内容等について適切な助言等の就農支援を行う。</p> <p>(4)受入農家は体験者が実施する報告書の作成等への協力を行う。</p> <p>(5)農業体験にかかる保険(傷害保険等)は体験者が加入することを基本とする。</p> <p>(6)その他、就農体験の期間等、前各号に定めのない内容に関しては、市、体験者及び受入農家の3者協議の上で決定することとする。</p>
<p>2 体験者が就農体験をする際の手続き・内容等</p>	<p>1.手続き(就農体験を行いたい場合)</p> <p>体験者は、郡山市就農体験支援事業申請書(第1号様式)及び就農体験を希望する際のチェックリスト(第3号様式)に記入の上、市長へ提出する。なお、提出された上記書類を基に、市長がリストから受入農家を決定するものとする。</p> <p>2.内容</p> <p>(1)体験者は、2週間以上12か月以下(ただし最長で申請年度の3月までとする。)の範囲内で受入農家及び体験者の双方が協議した期間において、1年間あたり4日以上、1週間あたり1日以上、1日あたり4時間以上の就農体験を行う。</p> <p>(2)体験者は実際に農業の現場へ赴き、受入農家の指導の元に就農に必要な栽培管理等の生産技術及び農業機械や施設等の運用等に関する体験を行い、知識の習得に努めるものとする。</p> <p>(3)農業体験にかかる保険(傷害保険等)は体験者が加入することを基本とする。</p> <p>(4)就農体験後に就農体験日報兼実績報告書(第5号様式)の作成を行い、受入農家へ提出する。</p>

	(5)その他、就農体験の期間等、前各号に定めのない内容に関しては、市、体験者及び受入農家の3者協議の上で決定することとする。
--	--